

販売促進支援補助金

～千葉市トライアル発注認定商品のPRを支援します！～

助成金額

最大20万円（1/2助成）

対象：令和5年度認定商品

支援内容

令和5年度認定商品の販売促進に必要な経費を補助します。

例



映像コンテンツ制作に係る委託費



ランディングページ制作費、新聞・雑誌広告掲載費



クラウドファンディング経費

対象経費

- ・印刷費
- ・広告費
- ・クラウドファンディング経費
- ・コンテンツ費（映像コンテンツ制作費・ランディングページ制作費）
- ・その他経費

※展示会出展費用、ノベルティ・サンプル制作費は対象外となります。

補助要件

※下記の全てに該当する場合、補助の対象となります。

- ・認定期間の**最終年度**にある認定商品
- ・令和8年3月31日までに支払いが完了する経費
- ・千葉市トライアル発注認定事業の**認定商品であることをPRした販売促進**
- ・庁内に導入実績のある認定商品の場合、**導入実績をPRした販売促進**

申請方法

裏面に詳細が記載されておりますのでご確認ください。
申請に必要な書類については、千葉市産業支援課までお問合せください。

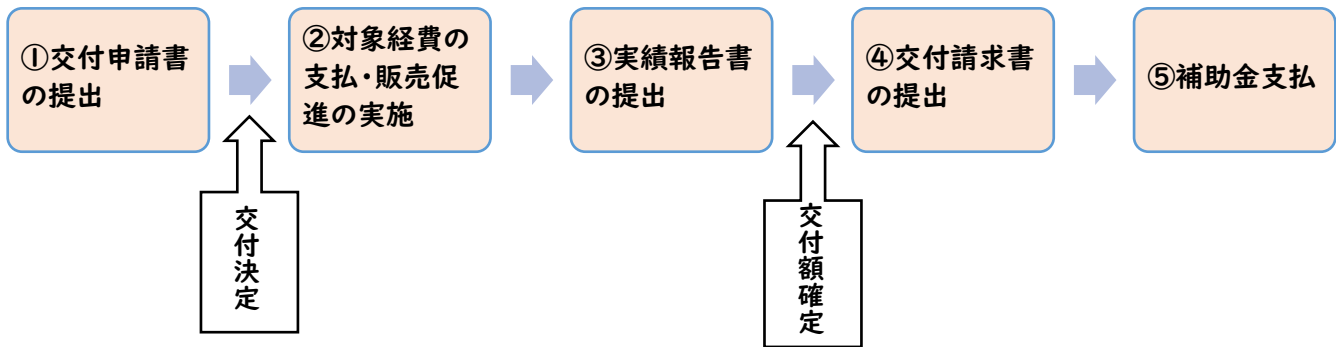
お問い合わせは
こちらから

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 市役所高層棟7階
千葉市役所経済農政局経済部産業支援課

☎ 043-245-5284

✉ sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp

●申込から補助金支払までのフロー



●申請に必要な書類

※様式については、市から提供します。

- ①千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付申請書(様式第1号)
- ②千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付申請額内訳書(様式第2号)
- ③補助対象経費の積算基礎となる見積書等経費の内容が分かる書類の写し
- ④事業計画書(様式第3号)
- ⑤直近2営業期間の貸借対照表及び損益計算書
(これらの書類がない場合にあっては、直近1年間の事業内容等を記載した書類)
- ⑥登記事項証明書の写し(3か月以内)
(個人の場合は、確定申告書の写し、事業の開業・廃止等届出書等、代表者、屋号、事業所所在地等が分かる資料)
- ⑦法人の場合で、本店が市内に登録されていない場合や事業所が市内外に複数ある場合は、確定申告書類第6号及び第10号様式の写し(これらの書類がない場合にあっては、市内に実質的な主たる事業所を有することが分かる書類)
- ⑧誓約書(様式第4号)

<Q&A>

①
Q20万円までなら複数の経費(例:印刷費・広告費)を合算して申請してもよいのか。
A下記の表のとおり可能です。

認定商品名	分類	補助の可否	補助上限額
認定商品A	印刷費	可	20万円
	広告費	可	

②
Q認定商品が複数ある場合、一度に申請することは可能か。
A下記の表のとおり可能です。【上限額20万円】※同一年度内に、再度の申請は認められません。

申請	認定商品名	分類	補助の可否	補助上限額
1度目	認定商品A	印刷費	可	20万円
	認定商品B	広告費	可	

③
Q認定商品が複数ある場合、本補助金を2回に分けて申請することは可能か。
A下記の表のとおり可能です。【各申請の上限額20万円(合計40万円)】

申請	認定商品名	分類	補助の可否	補助上限額
1度目	認定商品A	印刷費	可	20万円
2度目	認定商品B	広告費	可	20万円